

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 事務局（第2条～第36条）
- 第3章 監査室（第37条）
- 第4章 雑則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、九州大学事務組織規則（平成16年度九大規則第70号）第27条の規定に基づき、事務局各課、各室及び各センター並びに監査室（以下「各課等」という。）の事務分掌を定めるものとする。

第2章 事務局

（企画課）

第2条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 企画部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 大学の将来構想に関する企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (3) 中期目標、中期計画等の作成に関すること。
- (4) 大学の制度及び制度改革に関する情報の収集・分析及び提供に関すること。
- (5) 大学評価の企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (6) 大学評価に係る情報システムに関すること。
- (7) 評価情報の調査・分析と評価手法の開発に関すること。
- (8) 学内外への大学評価情報の提供に関すること。
- (9) インスティテューショナルリサーチ室に関すること。
- (10) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、企画部の他の課の所掌に属しない企画に関する事務を処理すること。

（社会共創課）

第3条 社会共創課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 未来社会デザイン統括本部に関すること。
- (2) 社会連携の企画・立案及び推進に関すること。
- (3) 学内関連組織との連携・調整に関すること。
- (4) 国の施策等の情報収集に関すること。
- (5) 社会連携推進室に関すること。
- (6) 埋蔵文化財の出土品等の管理に関すること。
- (7) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。

（総務課）

第4条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の所掌事務に関し、総合調整すること。
- (2) 総務部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (3) 儀式その他の諸行事に関すること。
- (4) 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の運営に関すること。

- (5) 公印管守、公文書処理、郵便物の接受等に関する事。
- (6) 総長、理事等の秘書業務に関する事。
- (7) 大学の広報活動及び報道事務に関する事。
- (8) 事務改善の推進に関する事。
- (9) 名誉博士の称号授与に関する事。
- (10) 感謝状に関する事。
- (11) 法人文書の管理及び個人情報保護に関する事。
- (12) 法令に基づく法人文書及び保有個人情報の開示等に関する事。
- (13) 地域住民等との調整・連携に関する事。
- (14) 交通事業者との連絡・調整に関する事。
- (15) 大学文書館に関する事。
- (16) 広報戦略推進室及び危機管理室に関する事。
- (17) 東京オフィス、大阪オフィス及び博多駅オフィスの管理に関する事。
- (18) 大学の情報発信拠点施設（ビッグオレンジ）及び石ヶ原古墳跡展望展示室の管理に関する事。
- (19) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関する事。
- (20) 前各号に掲げるもののほか、他の部、課及び室の所掌に属しない事務を処理する事。
（同窓生・基金課）

第5条 同窓生・基金課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 九州大学基金に関する事。
- (2) 同窓会に関する事。
- (3) 九州大学生涯メールアドレスサービスに関する事。
- (4) 基金事業推進室及び同窓生連携推進室に関する事。
- (5) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、同窓生及び基金に関する事務を処理する事。
（環境安全管理課）

第6条 環境安全管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理に関する事。
- (2) 伊都診療所に関する事。
- (3) 災害補償に関する事。
- (4) 環境安全衛生推進室に関する事。
- (5) 放射線・放射性物質の管理に関する事。
- (6) 遺伝子組換え実験、動物実験及び研究用微生物の管理に関する事。
- (7) 高圧ガス、機械設備等の管理に関する事。
- (8) 化学物質の管理に関する事。
- (9) 環境安全センターに関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、安全衛生に関する事務を処理する事。
（人事企画課）

第7条 人事企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事制度（事務・技術系職員の採用計画及び採用試験を含む。）に関する事。
- (2) 障害者雇用に関する事。
- (3) 給与（所得税及び住民税を含む。）の制度に関する事。
- (4) 人員（人件費）管理に関する事。
- (5) 勤務時間等に関する事。
- (6) 倫理規律に関する事。
- (7) 兼業に関する事。

- (8) 出張に関する事。
- (9) 退職手当の制度に関する事。
- (10) 就業規則に関する事。
- (11) 労働組合に関する事。
- (12) 勤務評価に関する事。
- (13) 研修に関する事。
- (14) 栄典及び表彰に関する事。
- (15) 名誉教授の称号授与に関する事。
- (16) ハラスメント等の防止・対策に関する事。
- (17) 懲戒等に関する事。
- (18) 就業支援（職員の障害者支援を含む。）に関する事。
- (19) 男女共同参画推進に関する事。
- (20) 福利厚生に関する事。
- (21) ハラスメント対策推進室及び男女共同参画推進室に関する事。
- (22) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関する事。
- (23) 前各号に掲げるもののほか、人事に関する事務を処理する事。

（人事給与課）

第8条 人事給与課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 採用、異動、休業、休職、退職及び解雇に関する事（人事企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 給与（所得税及び住民税を含む。）に関する事（人事企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 退職手当に関する事（人事企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 共済組合に関する事。
- (5) 社会保険に関する事。
- (6) 雇用保険に関する事。
- (7) 職員人事情報に関する事。
- (8) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関する事。

（研究企画課）

第9条 研究企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究・産学官連携推進部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整する事。
- (2) 研究組織の構築及び研究情報の収集・発信に関する事。
- (3) 研究戦略に関する企画・立案に関する事。
- (4) 学内研究支援制度に関する事。
- (5) 学術研究・産学官連携本部に関する事。
- (6) 高等研究院に関する事。
- (7) シンクロトン光利用研究センターに関する事。
- (8) 西新プラザに関する事。
- (9) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、研究企画に関する事務を処理する事。

（産学官連携推進課）

第10条 産学官連携推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 産学官連携の企画・立案に関する事。
- (2) 産学官連携の推進に関する事。
- (3) 知的財産の活用・管理及び技術移転の支援に関する事。
- (4) 組織対応型連携及び共同研究部門に関する事。
- (5) 民間等との共同研究、受託研究及び研究開発コンサルティングの契約に関する事。

- (6) 大学発ベンチャーの創出の支援に関すること。
- (7) ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター、ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター及び有体物管理センター（農学部等事務部が所掌する事項を除く。）及び洋上風力研究教育センター（筑紫地区事務部が所掌する事項を除く。）に関すること。
- (8) 学術研究・産学官連携本部に関すること（研究企画課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) オープンイノベーションプラットフォームに関すること。
- (10) 利益相反マネジメントに関すること。
- (11) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、産学官連携推進に関する事務を処理すること。
（グラントサポート室）

第11条 グラントサポート室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 科学研究費補助金その他の学術研究に係る各種補助金に関すること。
- (2) 海外のファンド獲得に向けた研究者支援に関すること。
- (3) 研究資金に係る公募情報等に関すること。
- (4) 科学研究費補助金等の申請に係る学術情報データの分析及び外部資金獲得戦略に関すること。
- (5) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に関すること。
- (6) 文部科学省学術研究調査官等に関すること。
- (7) 特別研究員に関すること。
- (8) 受託研究員等に関すること。
- (9) 寄附講座等に関すること。
- (10) 学術賞に関すること。
- (11) 室の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、グラントサポートに関する事務を処理すること。

（国際企画課）

第12条 国際企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国際部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 大学の国際交流に関する事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (3) 国際戦略に関する企画・立案に関すること。
- (4) 外国の諸機関等との連絡等に関すること。
- (5) 国際交流事業及び国際交流協定に関すること。
- (6) スーパーグローバル大学創成支援事業（SHARE-Q）に関すること。
- (7) グローバル化アドバイザリーボードに関すること。
- (8) レピュテーション・マネジメントに関すること。
- (9) 国際コンソーシアム及び戦略的パートナーシップに関すること。
- (10) 国際学長会議に関すること。
- (11) 海外拠点に関すること。
- (12) 国際協力に関すること。
- (13) 職員の国際化に関すること。
- (14) 留学生センター、韓国研究センター及びEUセンターに関すること。
- (15) グローバル化推進本部に関すること。
- (16) 国際戦略企画室及びSHAREオフィスに関すること。
- (17) 伊都ゲストハウス、国際交流会館、外国人研究員等宿泊施設及び同窓会館の管理運営に関すること。
- (18) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、国際部の他の課の所掌に属しない国際交流に関する事務を処

理すること。

(留学課)

第13条 留学課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の留学に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生の海外派遣（留学）及びそれに係る奨学金に関すること。
- (3) 外国人留学生の受入及び奨学金に関すること。
- (4) 外国人留学生の生活上の指導・助言・相談に関すること。
- (5) 短期プログラム（受入・派遣）の企画・運営に関すること。
- (6) 派遣学生及び外国人留学生の緊急時支援及び危機管理等に関すること。
- (7) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、外国人留学生に関する事務を処理すること。

(財務企画課)

第14条 財務企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財務部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (3) 会計に関する渉外事務に関すること。
- (4) 会計関係の規則等に関すること。
- (5) 会計の照査に関すること。
- (6) 会計に関する運用方針に関すること。
- (7) 予算に関すること。
- (8) 資金（現金、預金及び有価証券をいう。次条において同じ。）の調達及び運用に関すること。
- (9) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、財務部の他の課の所掌に属しない会計に関する事務を処理すること。

(経理課)

第15条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 資金の管理に関すること。
- (2) 収入及び支出に関すること。
- (3) 債権の管理に関すること。
- (4) 手許現金等に関すること。
- (5) 寄附金に関すること。
- (6) 旅費の支給に関すること。
- (7) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、経理に関する事務を処理すること。

(調達課)

第16条 調達課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品の調達及び役務の請負の契約に関すること。
- (2) 特定調達契約に関する総括及び連絡調整に関すること。
- (3) 事務局等に係る物品の管理に関すること。
- (4) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、契約に関する事務（産学官連携推進課、資産活用課及び施設部の所掌に属するものを除く。）を処理すること。

(資産活用課)

第17条 資産活用課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 不動産等の取得、維持、貸付、保存及び処分に関すること。
- (2) 土地及び建物の借入れに関すること。

- (3) 物品の管理に関すること（調達課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 役員及び職員の宿舎に関すること。
- (5) 監守計画に関すること。
- (6) 防火管理に関すること。
- (7) 伊都地区における警備に関すること。
- (8) 稲盛財団記念館及び椎木講堂の管理運営に関すること。
- (9) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、不動産等及び物品に関する事務を処理すること。

（決算課）

第18条 決算課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 決算に関すること。
- (2) 財務諸表に関すること。
- (3) 計算証明に関すること。
- (4) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。

（学務企画課）

第19条 学務企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学務部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学務に関し、企画・立案及び連絡調整すること。
- (3) 教育に係る評価等に関すること。
- (4) 学生の式典に関すること。
- (5) 全学的なファカルティ・ディベロップメントに関すること。
- (6) 教育に係る競争的資金に関すること。
- (7) 科学技術イノベーション政策教育研究センターに関すること。
- (8) 決断科学大学院プログラムの実施に関すること。
- (9) 持続可能な社会のための決断科学センターに関すること。
- (10) 次世代研究者挑戦的研究プログラムの実施に関すること。
- (11) 教育改革推進本部に関すること。
- (12) 教職課程に関すること。
- (13) 大学院基幹教育に関すること。
- (14) 学位に関すること。
- (15) 学籍その他の記録に関すること。
- (16) 学生の諸証明に関すること（学生支援課が所掌する事項を除く。）。
- (17) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、学務部の他の課及び室の所掌に属しない事務を処理すること。

（基幹教育・共創学部課）

第20条 基幹教育・共創学部課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 基幹教育（大学院基幹教育を除く。）の教務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 基幹教育院及び共創学部に関すること（施設管理課が所掌する事項を除く。）。
- (3) キャンパスライフ・健康支援センターに関すること（学生支援課が所掌する事項を除く。）。
- (4) 共創学部及び21世紀プログラム（以下「共創学部等」という。）における教育課程、授業及び試験に関すること。
- (5) 共創学部等における学生の修学指導及び学業成績に関すること。
- (6) 共創学部等における学生の身分の異動に関すること。
- (7) 共創学部等における学位に関すること。
- (8) 共創学部等における聴講生、研究生、専修生等に関すること。
- (9) 共創学部等における学生の保健その他厚生補導に関すること。

- (10) 共創学部等における入学料及び授業料の免除等並びに奨学金に関すること。
- (11) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、基幹教育、基幹教育院及び共創学部等に関する事務を処理すること。

(学生支援課)

第21条 学生支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生及び学生団体の指導監督に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生の課外活動に関すること。
- (3) 学生の生活支援に関すること。
- (4) 学生相談に関すること。
- (5) 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- (6) 学生の諸行事（学務企画課が所掌する式典を除く。）に関すること。
- (7) 学生の保健に関し、連絡調整すること。
- (8) 学生の課外活動施設、学生寮、厚生施設、九州地区国立大学九重共同研修所及び九州大学九重研修所（山の家）の管理運営に関すること。
- (9) 学生後援会に関すること。
- (10) キャンパスライフ・健康支援センターに関すること。
- (11) 学生の諸証明に関すること（学務企画課が所掌する事項を除く。）。
- (12) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、学生の厚生補導に関する事務を処理すること。

(キャリア・奨学支援課)

第22条 キャリア・奨学支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生のキャリア支援、進路・就職支援及び経済支援に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学生のキャリア及び進路・就職に関する助言・相談に関すること。
- (3) 学生のキャリア支援及び就職支援の企画・立案に関すること。
- (4) 学生の入学料免除、入学料徴収猶予及び授業料免除に関すること。
- (5) 学生（外国人留学生を除く）の奨学金に関すること。
- (6) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、学生のキャリア支援、進路・就職支援及び経済支援に関する事務を処理すること。

(入試課)

第23条 入試課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 入学者選抜に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 入学者選抜に係る調査・統計に関すること。
- (3) 入学者選抜方法の改善の企画・立案に関すること。
- (4) 入学者選抜に係る試験及び大学入学共通テストの実施に関すること。
- (5) 入学者選抜に係る広報に関すること。
- (6) アドミッションセンターに関すること。
- (7) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入学者選抜に関する事務を処理すること。

(施設企画課)

第24条 施設企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 施設部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 施設整備に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (3) キャンパスマスタープランの策定に関すること。

- (4) キャンパスマスタープランを反映した中期目標・中期計画の策定及び自己評価に関すること。
- (5) 施設整備の予算案の準備に関すること。
- (6) 工事費の予算配分及び調整に関すること。
- (7) 一般競争参加者の資格審査に関すること。
- (8) 工事の入札及び請負契約事務に関すること。
- (9) 建築基準法等に基づく手続に関すること。
- (10) 施設の実態に係る調査及び諸報告に関すること。
- (11) 施設の災害に係る調査及び諸報告に関すること。
- (12) P F I 事業に関すること。
- (13) 構内の環境整備に関すること。
- (14) キャンパス計画室に関すること。
- (15) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、施設部の他の課の所掌に属しない施設整備に関する事務を処理すること。

(施設整備課)

第25条 施設整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 土地、建物及び工作物の施設整備の実施計画に関すること。
- (2) 施設に関する工事の設計に関すること。
- (3) 施設に関する工事費の積算に関すること。
- (4) 施設に関する工事の施工監理及び検査に関すること。
- (5) 施設の維持保全の実務に関すること。
- (6) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。

(環境整備課)

第26条 環境整備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 給水、排水、冷暖房、空気調和、機械、ガス、電気、通信等施設（以下この条において「設備」という。）の施設整備の実施計画に関すること。
- (2) 設備に関する工事の設計に関すること。
- (3) 設備に関する工事費の積算に関すること。
- (4) 設備に関する工事の施工監理及び検査に関すること。
- (5) 設備の維持保全の実務に関すること。
- (6) 電力の受電及び配電に関すること。
- (7) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。

(施設管理課)

第27条 施設管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 既存施設の有効活用に係る企画・立案、連絡調整及び調査・分析に関すること。
- (2) 既存施設の長期使用に係る企画・立案及び調査・分析に関すること。
- (3) 施設整備の自己点検・評価に係る委員会に必要な資料作成に関すること。
- (4) 施設・エネルギーの有効活用及び維持保全に係る計画の立案及び予算に関すること。
- (5) 各部局（医系学部等事務部、病院事務部及び附属図書館事務部の所掌に属するものを除く。以下この条において同じ。）における不動産等の管理に関すること。
- (6) 各部局における警備に関すること。
- (7) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。

(統合移転推進課)

第28条 統合移転推進課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 統合移転推進部の事務所掌に関し、総括し、及び連絡調整すること。

- (2) 統合移転事業に係る箱崎キャンパス等跡地に関する事務を総括し、及び連絡調整すること。
- (3) 箱崎キャンパス等跡地処分計画の企画・立案に関すること。
- (4) 箱崎キャンパス等跡地処分に係る事業者の公募に関すること。
- (5) 箱崎キャンパス等跡地処分に係る関係会議に関すること。
- (6) 箱崎キャンパス等跡地周辺における土地評価の情報の収集及び分析に関すること。
- (7) 箱崎キャンパス等跡地の利用計画に関すること。
- (8) 統合移転事業に係る資金計画に関すること。
- (9) 箱崎地区における警備に関すること。
- (10) 箱崎地区における郵便物の接受等に関すること。
- (11) 統合移転事業推進室に関すること。
- (12) 跡地処分統括室に関すること。
- (13) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、統合移転事業に関する事務を処理すること。

(情報企画課)

第29条 情報企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 情報システム部の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 全学的な情報政策の企画・立案、支援及び連絡調整に関すること。
- (3) 情報基盤研究開発センターに関すること（全国共同利用に関するものを除く。）。
- (4) 事務用電子計算機に係る事務処理に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (5) 事務処理システムの開発・維持・管理に関すること。
- (6) 事務用情報ネットワークの維持・管理に関すること。
- (7) 大学情報発信関連システムの維持・管理に関すること（他の課及び室並びに部局の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 全学情報共有システムに関すること。
- (9) 情報セキュリティ対策及び情報倫理の普及・啓発に関すること。
- (10) 事務職員に係る情報リテラシー育成に関すること。
- (11) 九州地区国立大学法人等の事務情報化推進に係る連携協力及び指導・助言に関すること。
- (12) 事務処理に係る情報システムの監査に関すること。
- (13) 情報環境整備推進室に関すること。
- (14) データ駆動イノベーション推進本部に関すること（企画・調整に関するものを除く。）。
- (15) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。
- (16) 前各号に掲げるもののほか、他の課及び室の所掌に属しない事務処理についての情報化に関すること。

(情報基盤課)

第30条 情報基盤課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 情報基盤研究開発センターの全国共同利用に関すること。
- (2) 教育用情報システムに関すること。
- (3) 電子情報サービスに関すること。
- (4) 全学共通認証基盤サービスの管理に関すること。
- (5) ネットワークシステムの管理に関すること。
- (6) 計算機システムの管理に関すること。
- (7) サーバのホスティング及びハウジングに関すること。
- (8) 遠隔講義・会議システムに関すること。
- (9) 全学ソフトウェアのライセンスの管理に関すること。
- (10) 全学情報資産の管理に関すること。
- (11) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。

(デジタル推進企画室)

第31条 デジタル推進企画室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) データ駆動イノベーション推進本部の企画・調整に関すること。
- (2) 室の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。

(法務・コンプライアンス課)

第32条 法務・コンプライアンス課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の法務に関する事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学則その他規則等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 大学の訟務に関すること。
- (4) 研究費不正及び研究不正の調査に関すること。
- (5) コンプライアンス通報窓口に関すること。
- (6) 法務統括室に関すること。
- (7) 課の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。

(I²CNER・Q-PIT共通事務支援室)

第33条 I²CNER・Q-PIT共通事務支援室においては、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所及びエネルギー研究教育機構及びアジア・オセアニア研究教育機構における次の事務をつかさどる。

- (1) カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所及びエネルギー研究教育機構及びアジア・オセアニア研究教育機構の所掌事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教授会その他の会議に関すること。
- (3) 将来構想、中期目標・中期計画及び自己点検・評価に関すること。
- (4) 職員の採用、異動、給与、服務、福利厚生等に関すること。
- (5) 教育研究の推進に関すること。
- (6) 広報、渉外及び研究成果の情報発信に関すること。
- (7) 調査及び報告に関すること。
- (8) 国際交流及び外国人研究者の受入に関すること。
- (9) 外部資金の申請、受入、経理に関すること。
- (10) 予算の経理に関すること。
- (11) 物品の購入、保管及び出納に関すること。

第3章 監査室

(監査室)

第34条 監査室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 内部監査の計画策定及び実施に関すること。
- (2) 監事が行う監査の事務補助に関すること。
- (3) 監査に係る情報の収集及び整理に関すること。
- (4) 室の所掌事務に係る調査及び報告に関すること。

第4章 雑則

(各課等に置く係等の事務分掌)

第35条 各課等に置く係等の事務分掌は、当該部長又は課長、室長若しくはセンター長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第2号)

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第10号)

この規程は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成17年度九大規程第94号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第21号）
この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第141号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第21号）
この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第70号）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第27号）
この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第59号）
この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第116号）
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第14号）
この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第29号）
この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第36号）
この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第54号）
この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第60号）
この規程は、平成21年10月26日から施行する。

附 則（平成21年度九大規程第120号）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第98号）
この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第174号）
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第52号）
この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第82号）
この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規程第117号）
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第40号）
この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第130号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第26号）
この規程は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第34条に係る改正規定は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第63号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第71号）

この規程は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第173号）

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日から全学教育科目を履修する学生が在学しなくなるまでの間におけるこの規程による改正後の九州大学事務局事務分掌規程第21条の規定の適用については、同条第1号中「基幹教育」とあるのは、「基幹教育及び全学教育」と、同条第5号中「基幹教育及び基幹教育院」とあるのは、「基幹教育及び全学教育並びに基幹教育院」とする。

附 則（平成26年度九大規程第28号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第68号）

この規程は、平成26年12月5日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第85号）

この規程は、平成27年1月27日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第153号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第4号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第18号）

この規程は、平成27年9月24日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第83号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第9号）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第33号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第120号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第1号）

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第36号）

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第53号）

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第115号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第23号）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第52号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第93号）

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第146号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第92号）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第164号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第17号）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第38号）

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第91号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第149号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。